

令和 7 年度豊橋市内部統制評価報告書

豊橋市長長坂尚登は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

豊橋市長長坂尚登は、豊橋市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「豊橋市内部統制基本方針」（令和2年4月1日公表）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

なお、内部統制は、各基本的要素が有機的に結び付き、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

本市においては、令和7年度を評価対象期間とし、令和8年3月31日を評価基準日として、ガイドラインに示された評価手続に基づき、内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記「2 評価手続」に基づき評価を実施した限り、全庁的な内部統制については評価基準日において有効に整備され、かつ、運用されていました。一方、業務レベルの内部統制については有効に整備されているものの、運用上の重大な不備を把握しました。

このため、本市の財務に関する事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

運用上の重大な不備があった事案（1件）について、次のとおり是正しました。

- （1）こども未来部において、市外の事業所内保育所に対する地域型保育給付費の算定に誤りがあったため、令和5年度4月分から令和7年度8月分までの同給付費を過大に支給していました。この事案を受け、地域型保育給付費の算定に限らず、各種事務手続における法令等の根拠の確認を徹底するなどの事務処理体制の見直しを行いました。

5 付記事項

過年度における運用上の重大な不備があった事案（1件）について、次のとおり是正しました。

- (1) 防災危機管理課、市民協創部、文化・スポーツ部、福祉部、こども未来部、健康部、環境部、建設部、都市計画部、総合動植物公園、市民病院、上下水道局、消防本部及び教育部の14部局31課971件において、令和6年度に発生した契約事務における不適正な事務処理について、令和7年度に把握しました。当該事務処理については、本来、少額随契に該当する工事、施設、設備等の修繕、業務委託等は各担当課が、複数の事業者から個々に見積書を徴取し、決裁後契約を行うものです。しかしながら、一部の契約事務における見積り合わせにおいて、特定の事業者に事実上、口頭で発注するとともに、その特定の事業者に対して、豊橋市契約規則（昭和39年豊橋市規則第11号）第52条の3に規定される複数事業者の見積書の提出を依頼し、結果として見積り合わせが行われないうまま契約していました。これを受け本市は、緊急又は特殊な施工をする必要が生じた場合の契約手続について、規定を明確に定めるとともに、見積り合わせにおける事業者の選定、見積書の受領、発注等の事務手続について、複数人でチェックする体制及び仕組みを整備しました。併せて、これらの契約に係る規定及び仕組みについて、庁内通知で周知を図るとともに、正しい契約手続が理解されるよう、全職員に対し研修を実施しました。

令和8年7月13日 豊橋市長 長 坂 尚 登